

令和5年12月25日

福崎町長 尾崎吉晴様

福崎町上下水道事業審議会  
会長 瓦田沙季

水道料金体系の改定について（答申）

令和5年10月3日付福水第20011号で諮問を受けたみだしの件について、本審議会において慎重に審議を進めその結論を得ましたので、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

福崎町では、昭和43年に水道事業の創設認可を受けて以降、用途別水道料金体系をベースとして料金を設定し、水道料金を徴収してきました。この料金体系は一般用、営業用など用途別に料金を決める方式です。しかしながら、この用途別水道料金体系は、近年の目まぐるしく変わる営業形態、用途に対応しきれなくなっています。具体的には、建物の外観など客観的事実に基づき判断することが困難な場合や契約名だけでは判断が難しい場合、また、当初一般用で契約されていた人が途中で営業を開始された場合など、適正な料金への反映が困難な状況が発生してきています。

このようなことから、全国的にも水道メーターの口径により料金が異なる口径別水道料金体系を採用する事業者が増えており、福崎町においても、公平性の観点から口径別水道料金体系への移行について検討が進められ、本審議会に意見を求められました。

この諮問事項について、本審議会では慎重に議論を重ね、意見として以下のとおり取りまとめました。

2 答申内容

(1) 料金体系

福崎町の現行の料金体系は、基本料金と従量料金からなる二部料金制を採用し、一般用、営業用、臨時用に区分した用途別水道料金体系を採用しています。また、すべての用途区分に基本水量を付与しているとともに、従量料金については、使用水量が増えるほど1m<sup>3</sup>当たりの料金単価が高くなる逦増制を採用し

ています。

用途別水道料金体系は、生活用水である「一般用」を安くし、産業用の水である「営業用」に負担を求めることで、一般家庭の料金を抑え、水道の普及を促進し、公衆衛生の向上に大きく寄与してきました。しかしながら、その目的は既に達成されたと考えられる上、給水人口の減少や節水機器の普及により使用水量全体は減少し、水需要の構造も変化しています。また、時代の変化とともに店舗併用型住宅のような「一般用」と「営業用」が混在するケースも見受けられ、用途の境目が一層あいまいになってきています。

こういった中、改めて水道使用者の負担について受益と負担の観点から考えると、水道使用者が受ける各々のサービスの量に着目して負担を求めることが適当であると考えます。この場合のサービスの量とは、水道メーターの口径の大小により流量が変わることを指し、水道はその流量に比例して施設の維持管理コストが大きくなることから、口径に応じて費用を負担することは受益に応じた公平な負担に繋がります。

以上のことを踏まえ、使用用途に着目して料金に差を設ける「用途別水道料金体系」から、水道使用者が受ける各々のサービスの量に見合った負担を求める「口径別水道料金体系」への移行が望ましいと考えます。

ただし、今回の諮問では料金体系の検討のみの内容となっていることから、改定後は福崎町の水道事業における給水収益に影響を与えることがないように、また負担増加の影響が一般家庭に極力生じないように努めることを求めます。

## (2) 水道料金表

新料金は口径別水道料金体系としますが、全ての口径においてそれぞれで料金格差を設けることは、総括原価方式による算定が必要となり、料金の根本的改定となります。今回の改定では料金体系を見直すことを目的としているため、一部の使用者に大きな負担増加をもたらす可能性がある総括原価方式にそった改定を行うことは、現時点において難しいと思われます。従いまして、現行の料金単価を採用しつつ、水道使用者の負担増加を最大限抑える料金単価としました。

また新料金は、次表（基本料金、超過料金）に定めるところにより算定した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとします。

基本料金（2か月）		
口径	基本水量（m <sup>3</sup> ）	金額
13mm	20 m <sup>3</sup>	1,760 円
20mm	20 m <sup>3</sup>	1,760 円
25mm	20 m <sup>3</sup>	1,760 円
30mm	20 m <sup>3</sup>	2,000 円
40mm	20 m <sup>3</sup>	2,000 円
50mm	20 m <sup>3</sup>	2,000 円
75mm 以上	20 m <sup>3</sup>	2,000 円

超過料金（基本水量を超過した水量に適用）	
使用水量	1 m <sup>3</sup> 当たりの金額
20 m <sup>3</sup> まで	90 円
20 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	108 円
100 m <sup>3</sup> を超え 160 m <sup>3</sup> まで	114 円
160 m <sup>3</sup> を超え 220 m <sup>3</sup> まで	137 円
220 m <sup>3</sup> を超えた分	154 円

### （3）改定時期

水道料金の改定時期については、現状抱えている課題を早期に解決する必要があることから、町議会における条例改正及びシステム変更や周知期間などの事務手続き上、現時点で最短と考えられる令和6年10月1日からが妥当であると判断します。

### （4）広報のあり方

今回の改定につきましては、広報誌やホームページによる情報発信を中心に分かりやすい内容で実施していくことが大切です。また、一定の改定率以上の負担増となる水道使用者に対しては、個別に説明を行うなど、理解が得られるよう丁寧に対応していくことが必要です。

また今後は、水道事業が抱えている課題を住民と共有し、意識のずれが生じないよう啓発に努めてください。

## 3 附帯意見

水道は、住民にとって最も身近で欠かすことのできない公共サービスであり、今後とも安定的・継続的な運営が求められます。日々、経費削減など収支改善につながる取り組みをしっかりと行ってください。また、定期的に料金水準の検討を行うことも必要です。

料金水準については、概ね5年を目安に検討を行うことが望ましいと考え

ます。ただし、水需要や社会情勢の変化により、収支の将来見込みが現在の見込みと大きく乖離することとなった場合は、5年未満であっても検証を始めることが重要です。

■福崎町上下水道事業審議会■

(会長) 瓦田 沙季

(副会長) 後藤 守芳

(委員) 沖田 賢二

小幡 八郎

勝本 勲

後藤 祐香

小林 博

近藤 博之

田中 初美

前川 裕量

松岡 隆子

吉高 平記

(委員については五十音順)